

淡水魚及び森林利活用に係る
環境放射能アセスメント手法の適用作業

仕様書

令和8年4月

福島国際研究教育機構
研究開発部門 地域環境共創ユニット

1. 件名

淡水魚及び森林利活用に係る環境放射能アセスメント手法の適用作業

2. 目的及び概要

福島国際研究教育機構（以下、機構）研究開発部門地域環境共創ユニットでは、阿武隈山地の自然資源の活用による生業回復を目指し、環境動態研究に基づいた環境媒体の放射性セシウム濃度の将来予測や対策の検討を進めている。生業を回復し、新たなまちづくりに結び付けるためには、住民との対話や協働が不可欠であり、その枠組み案として環境放射能アセスメント手法の構築を目指している。

一昨年度、地元自治体や事業者へのヒアリング等を通じた要求事項の収集・整理とともに、環境放射能アセスメント手法の基本的な設計を実施し、浪江町を対象に、淡水魚、木材、帰還後の被ばく線量の3つの項目を対象にアセスメントを試行した。昨年度には、地元自治体及び事業者への再度のヒアリングにより、アセスメント試行結果に基づく更なるニーズを調査し、それを踏まえた淡水魚及び木材評価の詳細化及び林業再開を想定した林業従事者の被ばく評価を実施した。

本業務では、過年度までに整理したニーズや機構の研究方針に応じ、淡水魚及び森林利活用に係るアセスメントを重点的に実施する。淡水魚については、昨年度の漁業協同組合へのヒアリングにおいてアユの遊漁再開への意向が強かったことを踏まえ、当該漁業協同組合が所掌する請戸川水系におけるアユを主な対象とした評価を行う。森林利活用については、令和8年度から始まる第3期復興創生期間に合わせた国や県の動向を収集・整理するとともに、林業のみならず、山菜・きのこなど特用林産物を含めた評価、及び帰還後の住民の個人被ばくに係る評価を行う。

3. 作業実施場所

受注者施設

4. 納期

令和9年2月26日（金）

5. 作業内容

5. 1 作業項目

- (1) 打合せ
- (2) 淡水魚に係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用
- (3) 木材に係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用
- (4) 特用林産物に係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用
- (5) 個人被ばくに係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用
- (6) 報告書の作成

5. 2 作業内容及び方法

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定める事項の他、機構との協議内容を十分に理解した上で実施するものとする。また受注者は予め業務の分担、スケジュール、人員配置、実施方法等について、機構と協議の上、実施要領を定めるものとする。

また、本業務のうち、CMFW (Compartment Model for Forest system and Water system)、データベースシステム、被ばく評価システムの利用にあたっては、開発元である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島安全工学研究所廃炉環境国際共同研究センターから利用許可とともに技術指導を受けること。

(1) 打合せ

業務に先立ち、本業務の目的、実施内容、実施方法について、契約締結後速やかに調整を実施するものとする。また月に1回程度、業務の進捗状況と業務方針の確認のための打合せを行うこと。

(2) 淡水魚に係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用

浪江町を流下する請戸川・高瀬川のアユを主な対象として、機構が行う浪江町及び漁業協同組合との打合せの資料作成の支援を行うとともに、打合せに同行し議事録作成等の支援及び要求事項の再抽出を行うこと。

再抽出された要求事項に基づき評価方針を検討し、評価方針に基づいた評価を行うこと。評価方針については機構の確認のうえその決定に従うこと。その際、アユの生息環境を考慮した河川整備について広く情報収集を行うとともに、具体的な保全措置の検討を行い、実現に向けた機構の計画策定と関係機関との調整の支援を行うこと。

評価結果について、昨年度の報告書に示された環境放射能アセスメント手順書(案)に基づき、環境放射能影響評価書(案)として取りまとめること。また、必要に応じて環境放射能アセスメント手順書(案)を改定すること。評価に用いたデータやプログラム、評価結果を電子データで整理し、納品すること。

(3) 木材に係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用

浪江町の木材等を対象に試行した昨年度の評価結果について、機構が行う浪江町、林業事業者等への説明資料の作成支援を行うとともに、打合せに同行し議事録作成等の支援及び要求事項の再抽出を行うこと。また、避難指示区域内の森林整備に係る国や県の動向についての情報を収集・整理すること。

再抽出された要求事項及び避難指示区域内の森林整備の動向を踏まえて評価方針を検討し、評価方針に基づいた評価を行うこと。評価方針については機構の確認のうえその決定に従うこと。評価にあたっては、木材の多様な用途に応じたゾーニングマップを作成することとし、その際、データのばらつきを考慮した評価を行うこと。

評価結果について、昨年度の報告書に示された環境放射能アセスメント手順書(案)に基づき、環境放射能影響評価書(案)として取りまとめること。また、必要に応じて環境放射能アセスメント手順書(案)を改定すること。評価に用いたデータやプログラム、評価結果を電子データで整理し、納品すること。

(4) 特用林産物に係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用

昨年度整理した山菜・野生きのこのデータを用いて、5種類以上の山菜・野生きのこ・野生鳥獣肉に対しCMFWを用いた評価を実施すること。評価においては、実測値と整合するようにCMFWの落葉層や土壌層の各コンパートメントからの移行率を推定すること。評価に用いたデータやプログ

ラム、評価結果を電子データで整理し、納品すること。

(5) 個人被ばくに係る環境放射能アセスメント手法の構築と適用

昨年度実施した帰還困難区域内の森林整備にかかる作業員の個人被ばく線量を評価結果について、機構が行う浪江町、林業事業者等への説明資料の作成支援を行うとともに、打合せに同行し議事録作成等の支援及び要求事項の再抽出を行うこと。

再抽出された要求事項に基づき評価方針を検討し、評価方針に基づいた再評価を行うこと。評価方針については機構の確認のうえその決定に従うこと。

(6) 報告書の作成

イ. 以上の作業について報告書に取りまとめること。

ロ. 事前打合せを含め、協議の都度、議事録を残すこと。

6. 業務に必要な資格等

- ・技術士（環境部門）または環境アセスメント士

7. 支給物品及び貸与品

7. 1 支給物品

なし

7. 2 貸与品

令和7年度の報告書・関連データ

一式

その他、機構が必要と認めた文書

一式

8. 提出書類

書類名	提出期限	部数	備考
情報セキュリティに係る書類	契約締結後速やかに (提出した内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。)	1部	「JIS Q 27001」、 「ISO/IEC27001」または「ISMS」 の認証を証明する文書のコピー、 または同等の情報セキュリティ管理 体制を有することを示す文書
委任または下請 負届	作業開始2週間前まで (必要に応じて)	1部	電子データファイル ¹⁾
作業実施計画書	契約締結後速やかに	1部	電子データファイル ¹⁾
報告書	納期までに	1部	電子データファイル ¹⁾
打合せ議事録	打合せ実施後速やかに	1部	電子データファイル ¹⁾
成果物及び上記 書類を格納した DVD ファイル	納期までに	1部	

報告書については、紙による報告書は不要である。電子データファイル一式を提出すること。
なお、提出する電子データは、報告書のPDFファイル一式、Word、Excel等の加工可能なファイル一式、及び開発した技術等を電子媒体に格納したものとする。

(提出場所)

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10 番 2 号福島県環境創造センター研究棟内
福島国際研究教育機構 地域環境共創ユニット

9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認並びに、機構が仕様書の定める業務が実施されたと認められた時を以て、業務完了とする。

10. 特記事項

- (1) 受注者は、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 受注者は機構の許可なく、作業の一部または全部を第三者（再委託先）に請け負わせてはならない。ただし、機構が許可した場合には、受注者は機構との契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- (5) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、機構が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、機構が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を受注者は受け入れること（機構が別途選定した事業者による監査を含む）。

11. 検査

本業務終了後、機構担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

12. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

以上